

景観評価リスト

事業 所管課	鳥取県土整備事務所	事業担当 氏 名	計画調査課 大田 隼也
-----------	-----------	-------------	-------------

1 事業概要

事業名	町道陸上中央線道路改良工事
事業箇所	☒ 景観形成重点区域内（山陰海岸景観形成重点区域） ☒ 自然公園区域（山陰海岸国立公園） ☒ 景観計画区域 ☐ 他の景観行政団体の区域（ ）
事業の種類	道路の整備（1）県代行道路
事業期間	令和6年度～令和8年度
事業の規模	・全体計画延長 L≒340m（2車線）、落石防護柵 H=2.0～3.5m、切土法面 A=2700m ²
事業目的	町道陸上中央線は、急峻な斜面であり法面对策が実施されているが、現在は風化が進み落石が発生しており、安全確保が困難なことから、全面通行止めとなっている。そのため、新たに落石対策の検討が急務となっており、技術、環境、観光の観点に配慮し、速やかに町道復旧を進める必要があるため、県が代行して実施するものである。

2 周辺の景観特性等に関する状況

（1）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）
①整備する施設が視点場となる場合 ②整備する施設が主対象になる場合 ③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 【施工区域周辺の景観特性】町道陸上中央線は山陰海岸国立公園内を通過する道路である。町道北側には日本海があり、花崗岩が浸食を受けた特徴的な地形が広がっており、周辺は切り立った斜面に花崗岩が露出し、クロマツや草本類が自生している。 【景観資源及び景観形成の基本的方向】事業区域は海岸沿いの道路で周辺には視点場となる展望施設が整備されており、「寝覚の佳境」や「西脇洞門」などの主対象を眺望することができる。景観上の改変としては風化した山側斜面の切土が主となり、切土後の法面は植生工で緑化し景観の保全及び周辺区域との調和に努める計画である、
（2）特に配慮する事項
① 自然公園区域内において配慮する事項 ・山陰海岸国立公園特別地域内であることから、公園の風景を保護するとともに、行為地周辺の環境に及ぼす影響を極力少なくするよう配慮する。また、山陰海岸国立公園管理計画書の許可、届出等取扱方針を考慮する。 【許可、届出等取扱方針（山陰海岸国立公園管理計画書より抜粋）】 （2）道路 a. 基本方針 車道の新築又は改良に当たっては、自然地形の改変を必要最小限にするものとする。 b. 法面 法面は、原則として自生種により緑化する。 c. 擁壁 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行った資材を用いるものとする。 d. 防護柵等 防護柵の色彩は焦げ茶色又は灰色とするものとする。なお、車両用防護柵は、橋梁部を除き、ガードケーブル又はガードパイプとし、橋梁部では橋梁用ビーム型防護柵とする。 ② その他の配慮事項 ・当該地は名勝及び天然記念物浦富海岸の保護地区にあたるため、現状変更への影響を極力抑える。 ・計画道路は魚つき保安林の指定地を通過するため、保安林の解除申請を行う

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 □ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 □ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	・施工範囲は、基準及び施工上の必要最小限の範囲とし、地形の改変を極力抑える ・利用者の安全・円滑な利用を確保しつつ、景観の保全を図る。
	■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 ■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。	・既存樹木を残すため、施設影響範囲を最小限とする。
形態 ・ 意匠	■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 ■ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 □ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。	・法面は植生工により周辺景観に配慮する。 ・防護柵はビーム材をパイプとするガードパイプ構造を採用することで周辺環境に溶け込むよう努める。 ・擁壁のテクスチャは、周辺景観に配慮し自然石を模した表面処理を行った資材を用いる。

色彩

■ 周辺の景観と調和した色彩とする。

□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。

■ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。

	彩 度		
有彩色の色相	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域
0. 1R～10R	2以下	2以下	4以下
0. 1YR～5Y	4以下	4以下	6以下
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下

□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。

□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。

※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ 8721（色の表示方法—三属性による表示）による。

※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数の等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。

・落石防護柵、車両用防護柵

景観を考慮し、彩度の低い色彩とし、こげ茶色とする。

4 特記事項 【具体的対応について】

法面緑化は「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月）を参考とし、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本として周辺景観との調和に努めることを検討します。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。